

JIS

航空用語 (エンジン)

JIS W 0109-1977

(2005 確認)

昭和52年6月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

航空部会 航空用語(エンジン)専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	八田 桂三	東海大学工学部
	松木 正勝	科学技術庁航空宇宙技術研究所
	鳥崎 忠雄	科学技術庁航空宇宙技術研究所
	大島 士郎	運輸省航空局
	神津 正男	防衛庁技術研究本部
	若曾根 和之	工業技術院標準部
	藤嶋 敏夫	社団法人日本航空宇宙工業会
	浜中 全美	石川島播磨重工業株式会社
	谷村 篤芳	川崎重工業株式会社
	待山 義彦	三菱重工業株式会社
	金子 益男	日本航空株式会社
	石塚 勝一	全日本空輸株式会社
	高草 孝夫	ゼノン株式会社
(事務局)	矢島 武憲	工業技術院標準部機械規格課

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和52.6.1 確認：平成5.6.1

官報公示：平成5.6.14

原案作成協力者：社団法人 日本航空宇宙工業会，社団法人 日本航空宇宙学会

審議部会：日本工業標準調査会 航空部会（部会長 松浦 四郎）

審議専門委員会：航空用語(エンジン)専門委員会（委員長 八田 桂三）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

航空用語 (エンジン)

W 0109-1977

Glossary of Terms for Aircraft

(1993 確認)

(Engine)

1. 適用範囲 この規格は、航空機のエンジンに用いる主な用語について規定する。

2. 分類 分類は次のとおりとする。

- (1) 形式・種類に関する用語
- (2) エンジンに関する一般用語
- (3) ガスタービンエンジンに関する用語
- (4) ピストンエンジンに関する用語

3. 番号・用語・読み方及び意味 番号、用語、読み方及び意味は、次のとおりとする。

なお、対応英語を参考として示す。

(1) 形式・種類に関する用語

番号	用語	読み方	意味	対応英語 (参考)
101	航空エンジン	こうくうえんじん	航空機の推進力又は揚力を発生させる動力を得るために使用するエンジン。	aero-engine, aircraft engine
102	ガスタービンエンジン		気体を連続的に圧縮・加熱・膨張させて、その保有する熱エネルギーを機械的エネルギー又はジェットエネルギーとして使用するエンジン。 備考 通常圧縮機、燃焼器、タービンなどから構成されている。	gas-turbine engine
103	ピストンエンジン		気体を断続的に圧縮・加熱・膨張させて、その保有する熱エネルギーを機械的エネルギーとして使用するエンジン。 備考 通常シリンダ、ピストン、クランク、クランク軸などから構成されている。	piston engine, reciprocating engine
104	ラムジェットエンジン		前進速度によるラム圧力を利用してダクトの中で圧縮された気体の中で燃料を燃焼させ、ノズルで膨張させることによりスラストを得るエンジン。	ramjet engine
105	ロケットエンジン		システムの中に持っている推進剤の燃焼などで得たガスの噴射でスラストを得るエンジン。	rocket engine (motor)
106	リフトエンジン		スラストの方向が航空機の進行方向とほぼ直交し、主に機体を浮上させるために使用するエンジン。 備考 VTOL機又はSTOL機に使用される。	lift engine